

包括的支援体制の構築は



小林 一幸



副町長

断らない包括的支援が必要

質問 地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するには、包括的な支援体制整備を構築していくことが重要である。総合相談窓口の設置及び相談後の対応について問う。まず、医療的ケア児への対応は。

答弁 町長 健康福祉課が相談窓口となつて、医療的ケア児等コーディネーターとともに子供の状況を把握し、学校や保育所等への訪問看護派遣サービスの利用を行っている。

質問 ヤングケアラーへの支援について、相談窓口の現状と相談後の対応は。

答弁 町長 健康福祉課及び子ども育成課で行っている「なんでも福祉相談」で相談があった場合には、コミュニティソーシャルワーカーが調整して情報を収集し、ケース検討を行い、すでに関わっている機関があれば協力して対応している。

質問 役場内での意識改革が必要だと思うが、どう

取り組むのか。

答弁 副町長 断らない包括的な支援体制を構築していくことが大切であり、横の連携を密にすることで、さらなる課題解決に向けて取り組んでいく。

答弁 町長 一つの相談窓口だけでは解決できないこともあるため、横の連携が重要である。職員の意識改革が必要で、住民要望にできる限り応えていくことが行政の責務だと考える。横の連携を密に、課題解決に当たっていききたい。

ワクチン接種の取組と支援体制は

質問 独居などで接種へ行けない高齢者等への移動支援体制はあるか。

答弁 健康福祉課長 介護認定を受けている場合には、福祉移送サービス等の利用もできるが、基本的にはタクシーなど公共交通機関を使って

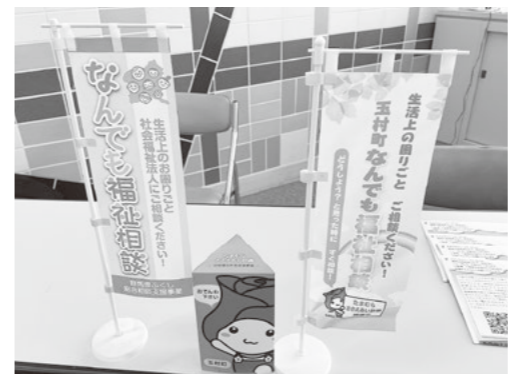
いただく必要がある。

質問 期限切れワクチンの廃棄はあるか。

答弁 健康福祉課長 9月に期限が来るものがあるが、4回目の接種に使っていきたいと考えている。接種者が少なければ廃棄となる可能性がある。

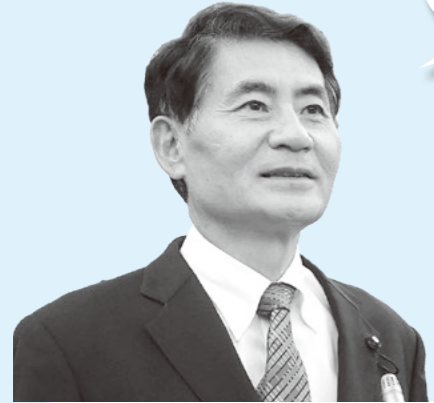
質問 副反応の少ないノババックスの接種を町は考えているか。

答弁 健康福祉課長 玉村町での接種はファイザーとモデルナの接種を考えている。



「なんでも福祉相談」が総合相談窓口

待機児童対策と病児保育の取組を



羽鳥 光博



町長

子育て支援環境の充実に努める

質問 町の待機児童の実態はどうか。特に、3歳未満児についてはどうか。また、病児・病後児保育の相談はあるのか。これらの問題で保護者からの希望にかなう町の対応と課題解決に向けた取組はあるのか。

答弁 町長 令和4年4月時点では待機児童は発生していない。町内には病児・病後児保育の施設はない。ファミリー・サポート・センターでの病児預かりを行っているため、保護者から問合せがあった場合には、こちらを案内している。これからも、保護者からの希望に添えるように、既存施設の定員拡充や民間保育施設の誘致及び病児保育の設置等に向けて、民間活力も視野に入れ、よりよい子育て支援環境の充実に努めていきたいと考えている。

答弁 教育長 現在、幼稚園における待機児童はない。病児・病後児保育の相談

は現在まででない。

質問 現時点で待機児童はいらぬのか。

答弁 子ども育成課長 保育所における待機児童は、3歳未満児で3人いる。

質問 病児保育施設の設置を希望する事業者はいらぬのか。

答弁 子ども育成課長 過去に民間による設置を希望した事業者がいたが、国の補助採択とはならなかつた。

答弁 副町長 それ以前にも町の民間保育所の誘致に応募した事業者はいたが、用地確保等の課題があり設置には至らなかつた。

公金の管理について

質問 町のチェック体制はどのようになっていのか。玉

村町債権管理条例では、公金の誤振込による私債権に対して、本条例の第8条による強制執

行等の手続きは取れるのか。

答弁 町長 町の予算を財務会計システムで管理し、伝票処理を複数人で確認している。誤振込された給付金は私債権であり、本条例の第8条に基づいた訴訟手続き等により履行の請求をすることができる。

こんな質問もしています
・県立女子大学周辺の防犯・交通環境の整備等について



ますます高まる保育需要